



令和6年度 新分野展開チャレンジ支援 事業費補助金

社会経済情勢の急速な変化に対応するため、商工会議所、商工会、金融機関の伴走支援を受けて市内中小企業者が行う新たな分野への事業進出に向けた取組に係る経費の一部を支援します。

補助の 対象者

3年以上事業を継続している倉敷市内の中小企業者（従業員20人以下（商業・サービス業では5人以下、ただし宿泊業・娯楽業は20人以下）の小規模企業者は除く。）

- ① 倉敷市内に住所及び事業所を有する個人事業主
- ② 倉敷市内に主たる事業所※を有する会社

※ 本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地で事業実態がある事業所

補助の 上限額

200万円

【補助率】

補助対象経費の**3分の2**

新分野展開の要件

現在行っている事業の分野とは異なる新たな分野（※）への事業進出であり、①～③までの全ての要件を全て満たす必要があります。

- ① 申請事業者が現在提供していない新たな製品、商品又はサービスを提供すること。
- ② 新たに提供する製品、商品又はサービスが、申請事業者が現在行っている事業で対象としていない顧客層を対象としていること。
- ③ 令和7年10月末までに事業化できる計画であること。

（※）原則として、日本標準産業分類の小分類の区分（数字3桁の分類コード）が、現在行っている事業が属する区分と異なる分野を指します。

書類審査、プレゼンテーション審査を行い、採択・不採択を決定します。
支援機関に相談後、**必ず、市へ事前相談（電話予約の上 来庁、支援機関同席可）**
を行った後に、事業計画書をご提出ください。

※事前相談未実施の事業計画書は受付できません。

市への事前相談実施期限

: 6月21日（金）

受付
期間

4月15日（月）～

6月28日（金）必着

対象経費など、詳しくは裏面をご確認ください。

【問合せ先】 倉敷市文化産業局 商工労働部 商工課

〒710-8565 倉敷市西中新田 640番地 TEL 086-426-3405

E-mail : cmind@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市新分野展開チャレンジ支援補助金



事業計画書の作成等について

事業計画書の作成

1 支援機関への事前相談

事業実施には、支援機関からの伴走支援（助言等）が必要です。

事前に実施しようとする事業への支援が受けられるかどうかを確認してください。

2 市への事前相談及び事業計画書の作成・提出

市への事前相談（電話予約の上 来庁、支援機関の同席可、6月21日（金）期限）

を行ってください。

事業計画書は、支援機関の助言を受けて、自ら主体的に作成してください。

※ 支援機関

● 商工会議所

倉敷商工会議所、児島商工会議所、玉島商工会議所

● 商工会

つくぼ商工会、真備船穂商工会

● 金融機関 ※市制度融資取扱金融機関

中国銀行、広島銀行、百十四銀行、トマト銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、香川銀行、

伊予銀行、水島信用金庫、玉島信用金庫、吉備信用金庫、おかやま信用金庫、笠岡信用組合

※ 上記金融機関に対応いただける場合は、市外の支店による支援も可

※ 昨年の採択事例をホームページに掲載していますので参考にしてください。

補助対象経費

区分	内容
機械装置・システム費	機械装置、ソフトウェア、クラウドサービス利用料等の経費
知的財産権導入費	意匠権など知的財産権等の導入経費
外注費	加工・設計、検査等を外注する場合の経費
広告宣伝・販売促進費	広告の作成・掲載、展示会出展等の経費
研修受講費	教育訓練や講座受講等の経費

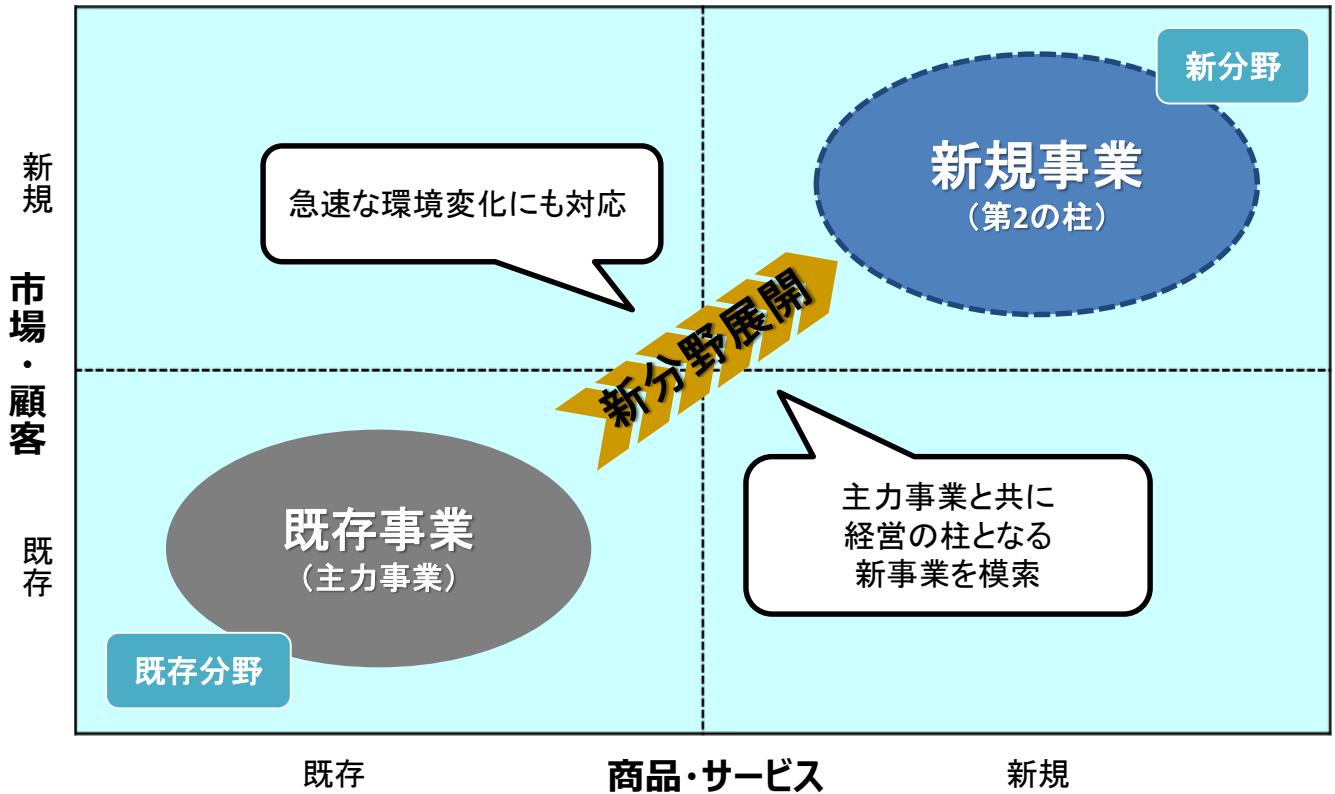
※ 外注費が他の補助対象経費の合計額を超える場合は、外注費のうち当該合計額を超える部分については、補助金の交付の対象となりません。

※ 申請者のグループ会社、親族などに支払う経費は補助対象になりません。

新分野展開の考え方

令和6年度の本補助金における新分野展開とは、脱炭素化や少子高齢化など社会経済情勢の変化に対応し、堅調な既存事業とともに経営の柱となりうる新しい事業分野へ事業展開する取り組み（下図参照）を言います。

※ 展開先の新事業の区分が、日本標準産業分類の小分類の区分で、既存事業が属する区分と異なる分野に変更となるもの



具体的な事例

既存事業

新分野展開

業種

事業

製造業

金属製品製造業

中型風力発電設備導入提案ビジネスを構築(電力の脱炭素化に対応)

小売業

写真機・時計・眼鏡小売業

フレイル・認知症予防に特化した介護事業に展開(高齢者顧客のニーズに対応)

サービス業

建物サービス業

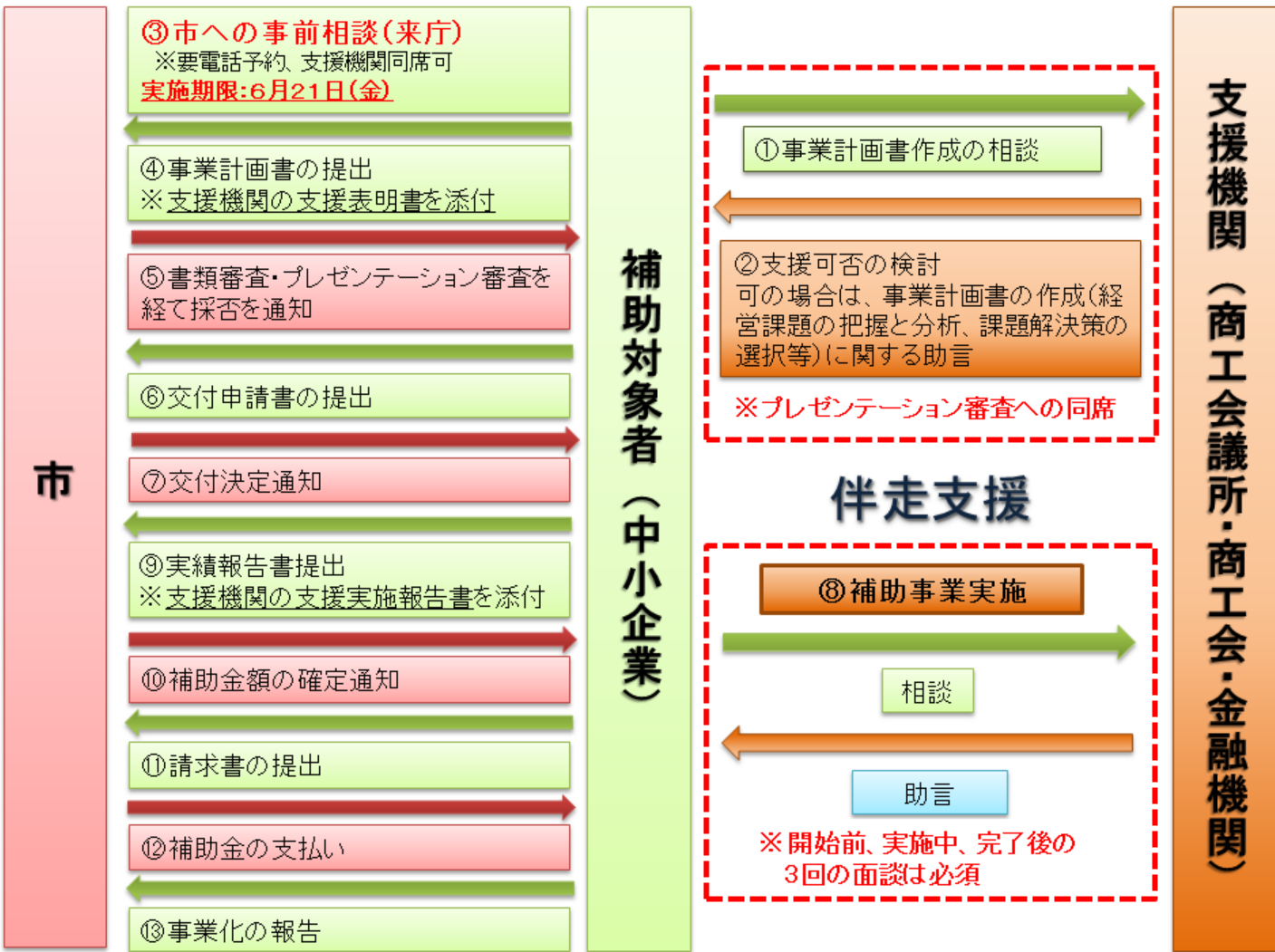
家事代行業に展開(高齢者・子育て世帯のニーズに対応)

運輸業

一般貨物自動車運送業

小売業(農産物などの予約販売)に展開(配送戻り便の空き荷台の未活用に対応)

補助金交付の流れ



提出書類

- ①事業計画書
- ②支援機関支援表明書
- ③市税納税証明書(原本)
- ④履歴事項全部証明書(会社のみ)
- ⑤住民票(個人事業主のみ)
- ⑥企業概要資料(会社パンフレット等)
- ⑦直近3年間の決算関係書類の写し
- ⑧対象経費の見積書・カタログ等(写し可)

正本1部
①~⑧全て

副本6部
正本から③を除く



手引き・様式は、
商工課HPから
ダウンロードしてください。

提出先・提出方法

- 提出先 倉敷市商工課
- 提出方法 郵送又は持参

提出期限

令和6年6月28日(金) 必着